

条例等立案表

題名	(室)名	課(室)名	担当者名	電話番号
徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則	徳島県立教育委員会	学校政策課	桂 啓人	三一二〇
制定理由				
徳島県立富岡東高等学校における併設型中高一貫教育の導入に伴い、高等学校の通学区域について所要の整備を行う必要がある。				
あらまし				
一 徳島県立富岡東高等学校の学区を全県の区域とすることとした。 二 この規則は、平成二十二年四月一日から施行することとした。				
予算上の措置				
関係法規				
徳島県立学校設置条例（昭和三十九年条例第五十五号）				
法令審査会	要否			
備考				

徳島県教育委員会規則第

四

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 三好登美子

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則
徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

「徳島県立勝浦高等学校 を 徳島県
別表第一の第一の項高等学校の欄中」

立勝浦高等学校 に改める。

「徳島県立城ノ内高等学校 を
別表第一の表中」

に改める。

附 則

- 1 ハ)の規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 ハ)の規則による改正後の徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の第一の項高等学校の欄及び別表第二の規定は、平成二十一年四月一日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域から適用し、同日前に入学した者については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

(改正案)

(現行)

別表第一（第二条関係）

学区	高等学校	区域
第一	徳島県立小松島高等学校 徳島県立勝浦高等学校 徳島県立富岡西高等学校 徳島県立那賀高等学校 徳島県立海部高等学校	小松島市 阿南市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 那賀町 美波町 牟岐町 海陽町
第二	(略)	(略)
第三	(略)	(略)

別表第一（第二条関係）

学区	高等学校	区域
第一	徳島県立小松島高等学校 徳島県立勝浦高等学校 徳島県立富岡東高等学校 徳島県立那賀高等学校 徳島県立海部高等学校	小松島市 阿南市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 那賀町 美波町 牟岐町 海陽町
第二	(略)	(略)
第三	(略)	(略)

別表第二（第二条関係）

徳島県立城ノ内高等学校
徳島県立富岡東高等学校
徳島県立川島高等学校

別表第二（第二条関係）

徳島県立城ノ内高等学校
徳島県立富岡東高等学校
徳島県立川島高等学校

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則

昭和四十六年徳島県教育委員会規則第十二号

(この規則の趣旨)

第一条 この規則は、徳島県立高等学校(以下「高等学校」という。)の通学区域(以下「学区」という。)等について必要な事項を定めるものとする。

(全日制課程における普通科の学区)

第二条 高等学校の全日制課程における普通科の学区は別表第一の上欄に掲げるとおりとし、その学区に所在する高等学校はそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、その学区の区域はそれぞれ同表の相当下欄に掲げるとおりとする。ただし、別表第二に掲げる高等学校の全日制課程における普通科の学区は、全県の区域とする。

(全日制課程における普通科以外の学科の学区)

第三条 高等学校の全日制課程における専門教育を主とする学科、総合学科及び定時制課程における学科の学区は、全県の区域とする。

(学区内通学及び学区外通学)

第四条 高等学校の生徒は、当該生徒の保護者(子女に対して親権を行う者をいう。親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。)の住所に所在する学区の高等学校に通学するものとする。ただし、別表第三に掲げる町村の区域に保護者の住所がある生徒は、別表第一に掲げる第三学区の高等学校に通学することができる。

2 高等学校の生徒は、前項本文の規定にかかわらず、高等学校の全日制課程における普通科の募集定員のうち、県教育委員会が別に定める生徒数の範囲内に限り、当該生徒の保護者の住所に所在する学区以外の学区の高等学校に通学することができる。

(県外からの志願)

第五条 他の都道府県から、高等学校の全日制課程に入学を希望する者(以下「県外志願者」という。)は、県外志願特例措置願(別記様式)を県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた県外志願者のうち、入学後すみやかにその保護者の住所を県内に定めることを予定しているものにあつては当該予定している住所に所在する学区の高等学校に、入学後その保護者の住所を県内に定めることを予定していないものにあつては当該保護者の住所に最も近接した学区の高等学校に出願するものとする。

(違反者の処置)

第六条 高等学校に在学する生徒のうち、この規則に違反している者があるときは、転学その他必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第七条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則(平成一五年教委規則第五号)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の徳島県立高等学校通学区域等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第二条ただし書、別表第一の第三の項高等学校の欄及び別表第二の規定は、平成十六年四月一日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域から適用し、同日前に入学した者については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成一八年教委規則第三号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

この規則による改正後の徳島県立高等学校通学区域等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第一の第二の項高等学校の欄及び、別表第二の規定は、平成十八年四月一日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域から適用し、同日前に入学した者については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。